

ID: 955

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	要介護認定の取消し		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第31条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (要介護認定の取消し) 第31条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第27条第7項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。 (1) 要介護者に該当しなくなったと認めるとき。 (2) 正当な理由なしに、前条第2項若しくは次項において準用する第27条第2項の規定による調査(第24条の2第1項第2号又は前条第2項若しくは次項において準用する第28条第5項の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は前条第2項若しくは次項において準用する第27条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日